

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）
（産業創造課）

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定めるとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の一点を条例に追加する

- ・ 高精度3Dスキャナ

一時間 二、二一〇円

(二) 手数料

次の一点を条例に追加する

- ・ 高精度3Dスキャナによる形状測定

一時間 五、四一〇円

(三) 次の七点を条例から削除する

使用料

- ・ 自動トレースシステム
- ・ 微小表面材料特性評価システム
- ・ 精密力量測定機
- ・ ロジックアナライザ

手数料

- ・ 滑脱抵抗力試験
- ・ 織度試験
- ・ 溶剤による試験

三 施行期日

令和七年三月一日

ただし、二(三)については公布の日